

平成 23 年 7 月 22 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

社団法人 日本農業法人協会
会長 松岡義博



肉牛からの放射性セシウム検出に伴う緊急提案について

1. 国産牛の安全安心、国民からの信頼回復に向けた肉牛の全頭検査と全量買い上げ

- 食肉から食品衛生法の規制値を超える放射性セシウムが検出された場合は、国が全量を買上げ、市場に流通させないこと。
- 牛肉はトレーサビリティが進んでいるので、すでに流通している牛肉についても追跡調査を実施すること。
- 原発事故により、今回の肉牛から放射性セシウムが検出されるなど、日本の農林畜水産物の安全性に対する不安が広がっている。このため、国や県が責任をもって肉牛の全頭検査に取り組む必要がある。さらにその他の畜産物や果実、野菜のほか、飼料米やWCSなどの飼料やワラ等の副産物、また食品についても、消費者の安全を確保するに足るだけの十分な検査を行い、その結果を迅速に公開・説明することで、国内外の消費者から日本産の生産物及び食料品に対する安全・安心を確保すること。

2. 畜産農家をはじめとした農林水産業者に対して早期に補償を行うこと。

- 出荷停止や風評被害による価格下落により「経営の血液」である資金繰りに甚大な支障が出ている。このため、責任の所在と今後の対応を現場の農林水産業者に納得のいく形で説明し、早急に東京電力の補償あるいは国等による早期の仮払いを実現すること。

3. 稲わら流通の迅速な実態把握と流通規制、粗飼料の斡旋調整

- 稲わらは飼料だけでなく、敷料や畑の敷わら、畳の材料など多様な利用がされている。このため、流通の実態を明確にし、公開するとともに、生産者のみならず、流通関係者等に対しても、適切な指導と規制を徹底すること。
- これと同時に、放牧等の禁止に伴って生じたコスト及び不足する粗飼料を補うため、国が責任をもって稲わら等の全国的な斡旋調整に早急に取り組むこと。これまで農業者が取り組んできた耕畜連携の取り組みを損なわないよう、万全の措置を講じること。さらに、セシウムに汚染された稲わらについては安全に回収保管し、バイオエタノール原料などとしての有効利用を検討すること。

4. 今回の事態に対して、早急に原因を究明すること。

- 生産物や副産物でセシウムが検出されるに至ったプロセスを明らかにし、その原因(飼料、空間、土壌、地下水等)を究明するとともに、徹底した再発防止策を講じること。
- 特に、汚染の経路や原因をもとに、生産者等に対して迅速且つ的確な指導を強化し、体制を整備すること。

以上